

計画の基本的事項

1. 地球温暖化とは

地球の気温は、本来は人間をはじめ生きものが住みやすい環境が保たれています。これは、大気中に存在している二酸化炭素（CO₂）をはじめとした温室効果ガス*が、地上から放射されるエネルギーを吸収し、再度地表に放射する役割を果たしているためです。しかし、温室効果ガスの量が増加すると、この吸収と再放射の量が増えるために、地球の気温が上昇します。この現象を地球温暖化といいます。

2007年に発表された気候変動に関する政府間パネル（IPCC）*の「第4次評価報告書」は、「地球温暖化が進行し、それが人間の活動による温室効果ガスの増加によってもたらされた可能性がかなり高い」と断定しました。また、このまま地球温暖化が進んでいくと、21世紀末までに世界平均気温は、最大6.4℃上昇すると予測しています。

地球温暖化により、私たちの生活はもちろん、次の世代、世界の人々の暮らしを脅かすようなさまざまな影響が懸念されています。

地球温暖化がもたらすと予測される影響

影 響	概 要
水	<ul style="list-style-type: none">・ 河川流出量や利用可能な水の量に影響が現れる。・ 河川流出量が減る地域では渇水等の影響を受け、増える地域では洪水の危険性が高まる。
生態系	<ul style="list-style-type: none">・ 世界平均気温が産業革命前より1.5～2.5℃高くなると、調査の対象となった動植物の約20～30%で絶滅リスクが増加する可能性が高くなる。
食料	<ul style="list-style-type: none">・ 地域の平均気温が3℃を超えて上昇すると、潜在的食料生産量が低下する。
健康	<ul style="list-style-type: none">・ 地球温暖化が進むと、マラリアの感染リスクの高い地域が広がる。・ いくつかのアジア諸国では栄養不足が増加する。

資料：STOP THE 温暖化 2008（環境省）

2. 温室効果ガス

温室効果ガスは、京都議定書*及び地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「地球温暖化対策推進法」という。）により6種類のガスが規定されています。

対象とする温室効果ガス

ガス種類	人為的な発生源	主な対策
二酸化炭素【CO ₂ 】 (エネルギー起源)	民生家庭、民生業務、産業、運輸などの各部門における燃料の燃焼に伴うものが全温室効果ガスの9割程度を占め、地球温暖化への影響が大きい。	エネルギー利用効率の向上やライフスタイルの見直しなど
二酸化炭素【CO ₂ 】 (非エネルギー起源)	セメント製造、生石灰製造などの工業プロセス、廃棄物焼却などから発生。	エコセメントの普及など
メタン【CH ₄ 】	稲作、家畜の腸内発酵などの農業部門から出るものが半分以上を占め、廃棄物の埋立てからも2~3割を占める。	埋立量の削減など
一酸化二窒素【N ₂ O】	燃料の燃焼に伴うものや農業部門からの排出がそれぞれ3~4割を占める。	高温燃焼、触媒の改良など
ハイドロフルオロカーボン類【HFCs】	エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや断熱発泡剤などに使用。	回収、再利用、オゾン層破壊の防止、代替物質、技術への転換など
パーフルオロカーボン類【PFCs】	半導体等製造用や電子部品などの不活性液体などとして使用。	製造プロセスでの回収等や、代替物質、技術への転換など
六ふっ化硫黄【SF ₆ 】	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等製造用などとして使用。	(絶縁ガス) 機器点検時、廃棄時の回収、再利用、破壊など (半導体) 製造プロセスでの回収等や代替物質、技術への転換など

.1 項で述べたような様々な影響をもたらすと考えられる地球温暖化を防止するため、先進国にそれぞれ目標量を示し、6種類の温室効果ガスの削減または抑制を義務づけ、その達成時期を定めた京都議定書が、1997年に採択されました。

温室効果ガスの排出量の算定、将来推計に当たっては、上記6種類のガス別で行う手法の他に、発生源の違いによって分けられた業務・家庭などの部門ごとに行う手法も規定されています。

3. 地球温暖化防止に向けた取り組み

(1) 世界、国

1997年に「京都議定書」が採択され、わが国では「地球温暖化対策推進大綱(2002年3月決定)」の策定や「地球温暖化対策推進法* (1998年10月公布)」の制定をはじめとして、地球温暖化対策に向けた取り組みが進められてきました。

2005年2月に京都議定書が発効され、わが国には、基準年(1990年)と比較して、京都議定書第一約束期間(2008年から2012年)の間に温室効果ガスを6%削減することが義務付けられました。

これを受けて、わが国が同議定書で約束した温室効果ガスの6%削減という目標を確実に達成するために必要な対策・施策を定める「京都議定書目標達成計画*」が2005年4月に閣議決定されました(2008年3月全部改定)。

2008年7月に開催された北海道洞爺湖サミットでは、日本が議長国を務め、世界の温室効果ガス排出量を、2050年までに半減させるという長期目標を世界全体の目標として共有することで、G8(主要8か国)が合意しました。これを受けて、わが国では、温室効果ガス排出量を、2050年までに現状から60%~80%削減する目標を掲げた、「低炭素社会づくり行動計画」を2008年7月に策定しています。

(2) 東京都

東京都では、2007年6月に、今後10年間の気候変動対策の基本姿勢を示す「東京都気候変動対策方針」を策定しました。この方針に基づき、大規模事業所に対する削減義務と排出量取引制度導入、中小企業に対する対策の推進、建築物環境計画書制度の強化、低CO₂型住まいづくり、ライフスタイルの転換、低公害・低燃費車の利用促進、自動車燃料対策など、広範な施策が推進されています。2008年3月に改訂された東京都環境基本計画では、温室効果ガスを2020年までに2000年比で25%削減する目標を掲げています。

(3) 西東京市

西東京市では、市の目指す環境像を示し、それを実現するための目標及び基本方針、さらには、住民、事業者、民間団体、行政機関といった各主体による行動の指針と連携に関する取り組みを示す「西東京市環境基本計画」を2004年3月に策定しました。この計画では、地球環境問題に対して、地域として果たすべき役割を認識したうえで、各主体の参加のもと、率先的な取り組みを進めるとしています。

また、「地球温暖化対策推進法」に基づき、市の事務・事業により排出される温室効果ガスの抑制のための実行計画として、「西東京市地球温暖化対策実行計画」を2005年3月に策定し、市の率先した取り組みを推進しています。また、2008年3月には、「西東京市地球温暖化対策実行計画(後期実行計画)」を策定し、さらなる取り組みを推進しています。

4. 計画の目的

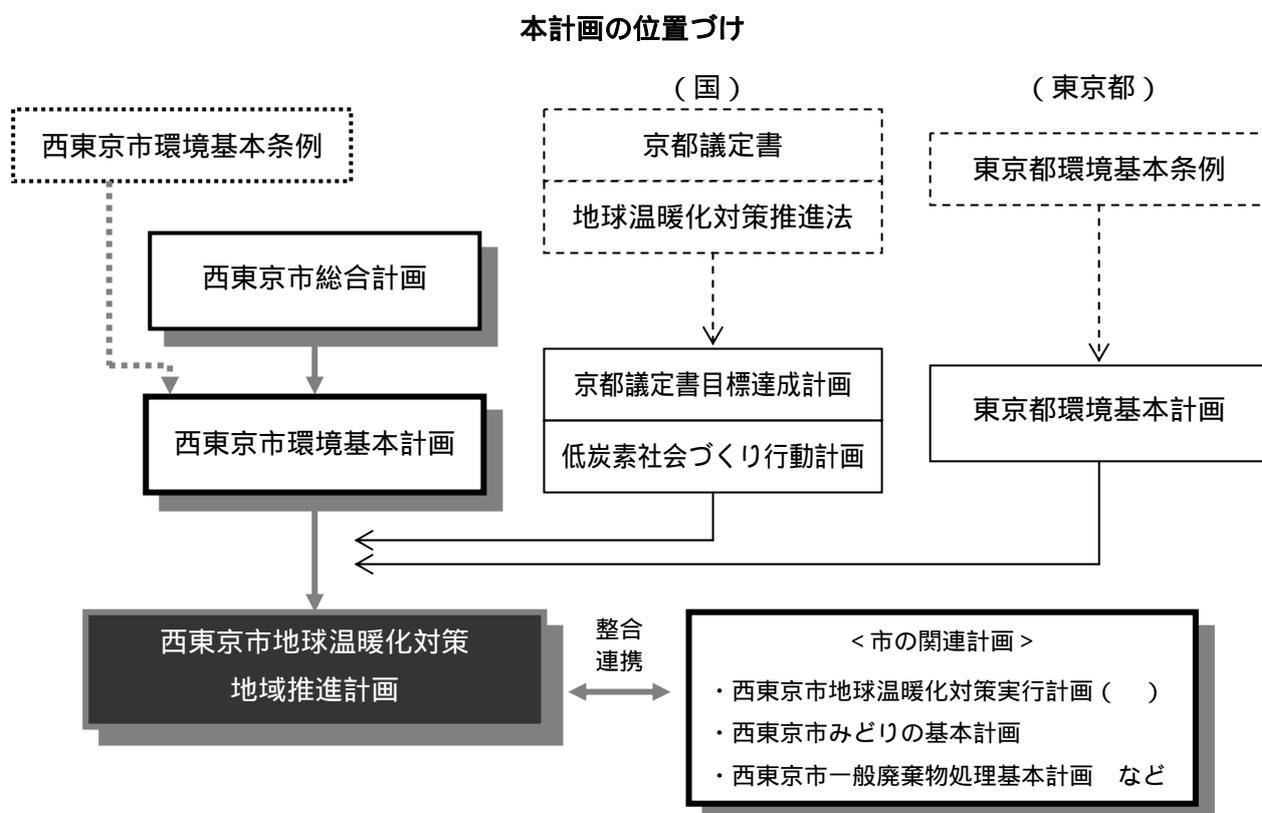
西東京市地球温暖化対策地域推進計画（以下、「本計画」という。）は、西東京市から排出される温室効果ガスの排出抑制に向け、市民、事業者、市の各主体による取り組みを総合的かつ計画的に推進していくことを目的とします。

5. 計画の位置づけ

本計画は、地球温暖化対策推進法第 20 条に基づき策定されるものです。また、西東京市環境基本計画の中に示されている基本方針の一つである「生活と産業のあり方を見直し、地域に適した循環型社会を実現する」に掲げられている、地球温暖化対策の施策や取り組みを具体化するものとして位置付けられます。

なお、本計画の進行管理においては、関連計画との整合・連携を図るものとする。

地球温暖化対策推進法第 20 条第 2 項 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。



西東京市地球温暖化対策実行計画は、地球温暖化対策推進法第 21 条の規定に基づく計画で、市の事務・事業によって排出される温室効果ガスの低減を目指しています。

6. 計画期間、基準年度

本計画の期間は、2010年度から2020年度の11年間とします。

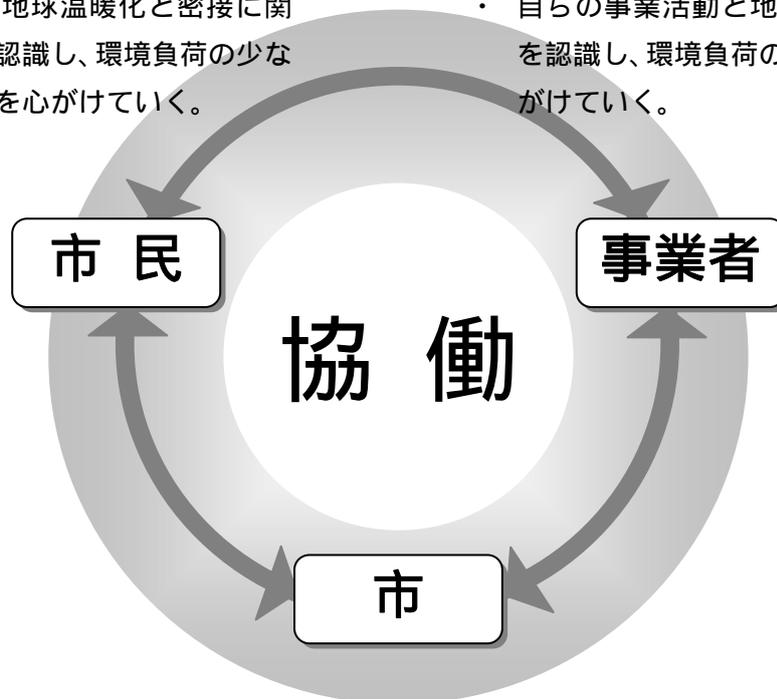
また、本計画において温室効果ガスの削減の基準とする年度は、2000年度とします。

7. 計画の推進体制、各主体の役割

本計画の推進主体は、市民、事業者、市とします。

各主体は、それぞれの立場に応じて、できることから、積極的に取り組んでいくことが急務です。

- ・ 自分たちの生活が地球温暖化と密接に関わりがあることを認識し、環境負荷の少ないライフスタイルを心がけていく。
- ・ 自らの事業活動と地球温暖化との関わりを認識し、環境負荷の少ない事業活動を心がけていく。



- ・ 市民、事業者、各関係団体との調整や連携を促すため、きっかけづくりや機会の提供などを行う。
- ・ 地球温暖化対策に係る施策を推進する。
- ・ 一事業者、一消費者の立場から、市の事務・事業において率先して地球温暖化対策を実施する。

協働とは・・・

市民と市がそれぞれの果たすべき役割を自覚し、信頼関係を築くとともに相互に補完し、協力することをいう。

(西東京市市民参加条例(2002年10月1日)より引用)